

作成日 令和7年1月29日

令和7年度 施行

教育支援センター運営業務委託

(教育推進課教育推進係)

公示用

教育支援センター運営業務委託

項目	単価	数量	単位	金額	備考
報酬		12	月		
期末手当		2	回		
交通費		12	月		
労働保険料(報酬分)		12	月		
労働保険料(期末分)		2	回		
雇用保険料		1	年		
小計(人件費)					
諸経費					人件費の20%
小計					
再計					
消費税 10%					
合計					

教育支援センター運営業務委託 仕様書

本仕様書は、芽室町（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）との間で締結する教育支援センターの運営業務委託契約に関する内容等の細則について定めることを目的とする。

1 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

- (1) 登校に困難を抱えることから教育支援センターゆうゆうへ在籍登録した児童生徒(以下「児童生徒」という。)へ以下の事項を提供する。
 - ① 日中に通う居場所の提供。
 - ② 学習プログラム又は自学自習の推奨など、学習の提供。(体験活動又はオンラインでの教育相談・学習を含む。)
 - ③ 学校と相談しながら、児童生徒の復学に向けた役割の一部を担う。
 - ④ 学校と相談しながら、児童生徒の進路に関する役割の一部を担う。
- (2) (1)に掲げる児童生徒へ提供した事項について、児童生徒が在籍する学校と情報共有し、連携した指導を行う。
- (3) 児童生徒について、学校が作成する個別支援計画の策定の一部を担う。
- (4) 児童生徒について、学校が主催するケース会議や生徒指導交流会等へ出席する。
- (5) 児童生徒の保護者への相談対応を行う。

2 就業場所

就業場所は芽室町中央公民館内1階教育支援センターゆうゆう、又は引率し赴く場所とする。

3 就業人数

就業人数は主たる1名とし、学習プログラム等内容による。なお、休暇等により人員が代替することは妨げない。

4 契約期間

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

5 就業日時

- (1) 就業日は月曜日から金曜日とし、土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日、甲の休校日、及び甲が指定する日は開所しないものとする。
- (2) 就業時間は、午前9時00分から午後5時までの間とする。午前9時30分から

午後 2 時 30 分の間で教育支援センターを開所し、その後休憩・記録・翌日以降の学習等準備・ケース会議出席等により午後 5 時までの就業とする。

6 報告

甲が乙の業務を把握するため又は本仕様書 1 - (2) の業務を遂行するため、乙は毎月以下の点を甲へ報告する。

- (1) 教育支援センターに通所した児童生徒名
- (2) 児童生徒毎の通所日、通所時間
- (3) 児童生徒毎の活動内容

7 教育支援センター指導員の要件

教育支援センター指導員は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 教諭免許を有する者
- (2) 児童生徒への指導に経験と造詣を有する者

8 業務実施体制の整備

乙は、教育支援センター業務を円滑に進めるため、次の事項を遵守する。

- (1) 乙の都合により教育支援センターの開所に支障が生じ、臨時に閉所する場合には、直ちに通所予定の児童生徒へ報告するとともに、甲へ報告することとする。
- (2) 甲及び乙は、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。
- (3) 教育支援センター指導員に交通事故等の問題が発生した場合、乙がその対応を行う。但し、その発生が甲の責に帰する場合はその限りではない。
- (4) 乙は委託契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を実施する。